

島根原子力発電所第2号機 要目表4点セット差異リスト(工事計画:原子炉格納施設)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
1	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-1	種類について、先行審査プラントでは、圧力抑制形としているが、島根2号機では、圧力抑制型としている。	島根2号機では、既工事計画書及び設計図書において、原子炉格納容器の種類を「圧力抑制型」としていることから、本工事計画においても「圧力抑制型」としている。	
2	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-1	主要寸法について、先行審査プラントでは、球形部径としているが、島根2号機では、球形部内半径としている。	島根2号機では、既工事計画書において、ドライウェルの主要寸法を「球形部内半径」としているとともに、設計・建設規格PVE-3230(2)e.項において「内半径」を基準とした規定があることから、本工事計画においても「球形部内半径」としている。	
3	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-1,2	設計漏えい率の単位について、先行審査プラントでは、既工事計画書から適正化している旨の注記を記載しているが、島根2号機では、注記を記載していない。	島根2号機でも先行審査プラントと同様に、本工事計画において設計漏えい率の単位を「%/day」から「%/d」に変更しているが、単位の一部を省略した変更内容であることから、既工事計画書から適正化している旨の注記は記載していない。	
4	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-4,5	最高使用圧力について、先行審査プラントでは、原子炉格納容器の内圧を機器搬入口及び逃がし安全弁搬出ハッチの内圧としているが、島根2号機では、原子炉格納容器の内圧を機器搬入口及び逃がし安全弁搬出ハッチの外圧としている。	島根2号機の機器搬入口及び逃がし安全弁搬出ハッチは、原子炉格納容器内に開く内開き式ハッチであり、原子炉格納容器の内圧が機器搬入口及び逃がし安全弁搬出ハッチに対して外圧として作用することから、機器搬入口及び逃がし安全弁搬出ハッチの外圧を原子炉格納容器の内圧としている。	
5	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-15他	直結型の構成について、先行審査プラントでは、端板としているが、島根2号機では、平板としている。	島根2号機では、既工事計画書及び設計図書において、配管貫通部の構成部材の名称を「平板」としていることから、本工事計画においても「平板」としている。	
6	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-15	島根2号機では、X-244A~H(ベント管用)の貫通部を配管貫通部として記載しているが、先行審査プラントでは、記載していない。	島根2号機では、既工事計画書及び設計図書において、X-244A~H(ベント管用)の貫通部を「配管貫通部」としていることから、本工事計画においても配管貫通部としている。	
7	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-21他	二重管型の構成について、先行審査プラントでは、管としているが、島根2号機では、プロセス管としている。	島根2号機では、既工事計画書及び設計図書において、二重管型の構成部材の名称を「プロセス管」としていることから、本工事計画においても「プロセス管」としている。	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
8	NS2-本-008-01	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち原子炉格納容器(本文)	P.7-1-27,29	X-20A~D, X-21A~D(制御棒駆動機構用)の貫通部について、先行審査プラントでは、直結型又は二重管型としているが、島根2号機では、計装用としている。	島根2号機では、X-20A~D, X-21A~D(制御棒駆動機構用)の貫通部について、既工事計画書において、「計装用」としており、また制御棒駆動機構が計測制御系統施設に属していることから、本工事計画においても「計装用」としている。	
9	NS2-本-008-03	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(真空破壊装置, ダウンカマ, ベント管, ベントヘッド)(本文)	P.7-1-41	ベント管ベローズの最高使用温度について、先行審査プラントは、サブプレッションチェンバの最高使用温度としているが、島根2号機では、ドライウエルの最高使用温度としている。	ベント管ベローズは、ドライウエルの最高使用温度と同じベント管及びサブプレッションチェンバに接続していることから、島根2号機では、最高使用温度が高いドライウエル側をベント管ベローズの最高使用温度としている。	
10	NS2-本-008-05	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器安全設備 原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)))(本文)	P.7-1-52	島根2号機では、対象となるポンプを注記で記載しているが、先行審査プラントでは、注記を記載していない。	島根2号機は、要目表のポンプ名称を「残留熱除去ポンプ」としており、系列分けした記載としないことから、注記で対象となるポンプを記載している。	
11	NS2-本-008-05	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器安全設備 原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)))(本文)	P.7-1-53	島根2号機では、対象となるストレーナを注記で記載しているが、先行審査プラントでは、注記を記載していない。	島根2号機は、要目表のストレーナ名称を「残留熱除去系ストレーナ」としており、系列分けした記載になっていないことから、注記で対象となるストレーナを記載している。	
12	NS2-本-008-05	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器安全設備 原子炉格納容器スプレイ設備(残留熱除去系(サブプレッションプール水冷却モード)))(本文)	P.7-1-54	島根2号機では、対象となる安全弁を注記で記載しているが、先行審査プラントでは、注記を記載していない。	島根2号機は、要目表の安全弁名称を「RV222-1A, B, C」としていることから、注記で対象となる安全弁を記載している。	
13	NS2-本-008-07	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器安全設備 ベデスタル代替注水系)	P.7-1-74	島根2号機では、対象となる安全弁を注記で記載しているが、先行審査プラントでは、注記を記載していない。	島根2号機は、要目表の安全弁名称を「RV222-1A, B, C」としていることから、注記で対象となる安全弁を記載している。	
14	NS2-本-008-13	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(放射性物質濃度制御設備 非常用ガス処理系)(本文)	P.7-1-124	主要弁について、先行審査プラントでは、既工事計画書に記載の弁はないが、島根2号機では、既工事計画書にAV226-1の記載があり、本工事計画において適正化している旨の注記を記載している。	島根2号機のAV226-1は、工学的安全施設起動信号により直接作動する自動操作弁であることから、既工事計画書において主要弁として申請している。	
15	NS2-本-008-13	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(放射性物質濃度制御設備 非常用ガス処理系)(本文)	P.7-1-124	弁ふた材料の注記について、先行審査プラントでは、既工事計画書に記載がないため、適正化している旨の注記を記載しているが、島根2号機では、弁ふた材料について既工事計画書で「-」と記載しており、これを適正化している旨の注記を記載している。	島根2号機では、既工事計画書にて弁ふたの材料を「-」を記載しているため、本工事計画において、これを適正化している旨を注記に記載している。	

No.	図書番号	図書名称	該当頁	差異内容	差異理由	備考
16	NS2-本-008-13	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(放射性物質濃度制御設備 非常用ガス処理系)(本文)	P.7-1-131,133	吸込口径及び吐出口径について、島根2号機では、外面の寸法を示す旨の注記を記載しているが、先行審査プラントでは、記載していない。	非常用ガス処理系排風機の主要寸法について、既工事計画書に記載がなく、本工事計画において設計図書より適正化しているものであることから、発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドを参考に「吸込口径」「吐出口径」としている。また、「吸込口径」「吐出口径」が外面の寸法であることを明確にするため、その旨の注記を記載している。	
17	NS2-本-008-14	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(可燃性ガス濃度制御設備 可燃性ガス濃度制御系)(本文)	P.7-1-140	吸込口径及び吐出口径について、先行審査プラントでは、mm単位で記載しているが、島根2号機では、A寸法で記載している。	吸込口径及び吐出口径について、島根2号機では、規格寸法の口径を設定しており、mm単位及びA寸法を記載できることからA寸法を記載している。	
18	NS2-本-008-17	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(可燃性ガス濃度制御設備 格納容器フィルタベント系)(本文)	-	先行審査プラントでは、ポンプとして補給設備または排水設備に係る機器を記載しているが、島根2号機では記載していない。	島根2号機の補給設備は、自主対策設備(申請対象外設備)であることから、記載していない。	
19	NS2-本-008-18	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備 窒素ガス制御系)	P.7-1-167~170,173~175	弁ふた材料の注記について、先行審査プラントでは、既工事計画書に記載がないため、設計図書により適正化している旨の注記を記載しているが、島根2号機では、弁ふた材料について既工事計画書で「一」と記載しており、これを適正化している旨の注記を記載している。	島根2号機では、既工事計画書にて弁ふたの材料を「一」を記載しているため、本工事計画において、これを適正化している旨を注記に記載している。	
20	NS2-本-008-18	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備 窒素ガス制御系)	P.7-1-177,182	島根2号機では、主配管について、1号機不活性ガス系の2号機との共用取止めに伴い機能廃止とする旨の注記を記載しているが、先行審査プラントでは、記載していない。	島根2号機では、主配管「弁V17-201~第1号機不活性ガス発生装置(置換用)出口ライン合流部」について、1号機不活性ガス系の一部を共用していたが、1号機の廃止に伴い共用を取りやめる。	
21	NS2-本-008-18	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備 窒素ガス制御系)	P.7-1-182	島根2号機では、「層数を示す」旨の注記があるが、先行審査プラントでは、記載していない。	島根2号機では、「弁V17-201~第1号機不活性ガス発生装置(置換用)出口ライン合流部」に伸縮継手を有しており、ベローズの層数を示している旨の注記を記載している。	
22	NS2-本-008-18	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(原子炉格納容器調気設備 窒素ガス制御系)	P.7-1-184	島根2号機では、窒素ガス制御系に1号機設備に関する記載があるが、先行審査プラントでは、記載していない。	島根2号機では、1号機の設備(蒸発器、主配管)を1、2号機で共用していたが、1号機の廃止に伴い共用を取りやめる。	
23	NS2-本-008-19	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備(圧力逃がし装置 格納容器フィルタベント系)(本文)	P.7-1-185,203	先行審査プラントでは、銀ゼオライト容器の主要寸法として、胴リングの寸法・材料を記載しているが、島根2号機では、記載していない。	島根2号機の銀ゼオライト容器は、胴リングが不要な設計としている。	
24	NS2-本-008-A	島根原子力発電所第2号機 工事計画審査資料 原子炉格納施設(設備リスト)	P.7-2-105	圧力逃がし装置(格納容器フィルタベント系)の兼用設備について、先行審査プラントでは、補給設備に関するポンプを兼用設備として記載しているが、島根2号機では、記載していない。	島根2号機の補給設備は、自主対策設備(申請対象外設備)であることから、記載していない。	